

休 暇

1. 休暇の種類

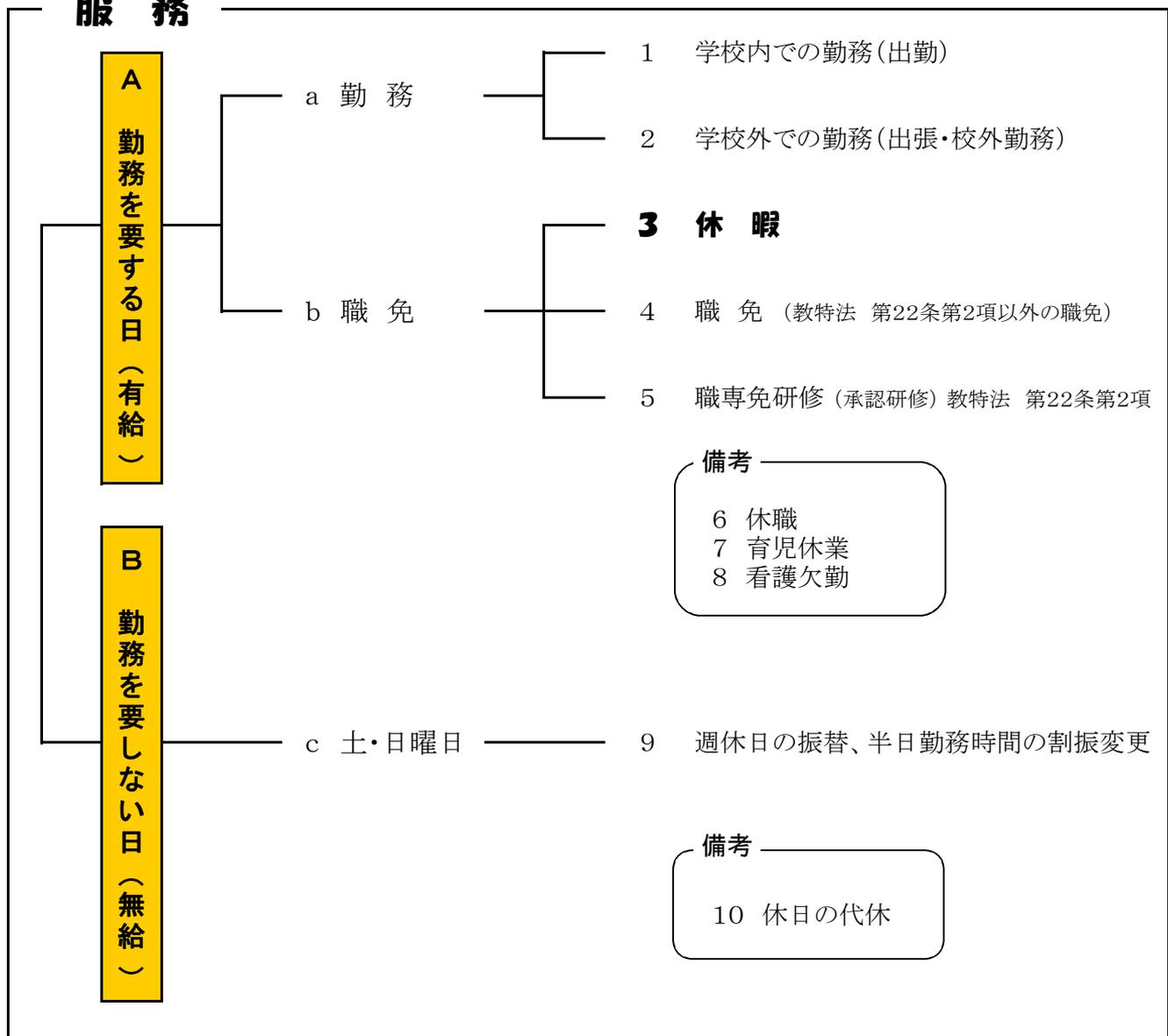
有給休暇 → 年次有給休暇・病気休暇・特別休暇

無給休暇 → 介護休暇・組合休暇

有給休暇とは、職員が任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない期間をいう。

休暇を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の適切な方法で校長の承認を受け、事後において事務手続きをする。

服 務



根拠となる法令等

(休暇の種類)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第12条

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(病気休暇及び特別休暇の承認等)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第15条

- 2 職員が病気休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を明らかにして書面又は総務事務集中化システムにより任命権者に請求しなければならない。

四万十町立学校管理運営規則第36条

職員の休暇は、勤務時間等条例に基づき、校長が承認する。ただし、引き続き1か月以上にわたる場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、引き続き6日以上にわたる校長の休暇は、教育委員会の承認を得るものとする。